9　「ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能力別の数等」の欄において、「ガス発生能力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。

10　「ガス発生設備、特定ガス発生設備及びガスホルダーの設置の場所、種類及び能力別の数等」における「特定ガス発生設備」の「備考」の欄には、能力別の数の選定根拠を記載すること。なお、「備考」の欄への記載に代えて、当該事項を記載した別紙をこの申請書に添付することも妨げない。

11　「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄において、「契約ガス発生能力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の見込みの考え方を記載すること。

12　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

13　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第２（第２条第４項第２号関係）

ガス小売事業遂行体制説明書

1．ガス小売事業を遂行する責任者

2．ガス小売事業を遂行する体制の概要

3．組織図

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第３（第２条第４項第３号関係）

苦情等処理体制説明書

1．小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法

2．小売供給の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制の概要

3．小売供給の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制図

備考　1　1．については、対応することができる時間帯も記載すること。

2　3．については、具体的な対応人員等も記載すること。

3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

告示

○金融庁農林水産省告示第五号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二、同項の規定により適用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第十三項第四号、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項各号列記以外の部分及び第六号並びに第二項、第十四条の五第四項、第十九条の二第一項第五号ニ、第十九条の三第三号ハ並びに第十九条の五第一項並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十五条の二の規定に基づき、平成二十八年金融庁・農林水産省告示第三号（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十九日

金融庁長官　森　信親

農林水産大臣　森山　裕

第二条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

第三条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

第十六条を第二十八条とし、第十五条を第二十七条とし、第十四条を第二十六条とする。

第十三条を第二十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

（単体における事業年度の開示事項）

第二十一条　規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号。以下「自己資本開示告示」という。）第十条及び別紙様式第四号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）」と、同様式中「一般貸倒引当金コア資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」と読み替えるものとする。

（連結会計年度の開示事項）

第二十二条　規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、自己資本開示告示第十二条及び別紙様式第五号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社」と、同様式中「一般貸倒引当金コア資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」と読み替えるものとする。

（半期の開示事項）

第二十五条　規則第十九条の五第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、自己資本開示告示第十一条及び第十三条の規定を準用する。この場合において、自己資本開示告示第十一条及び第十三条中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社」と読み替えるものとする。

第十二条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

第十二条を第二十一条とする。

第十一条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

第十一条を第二十条とし、第十条を第十九条とする。